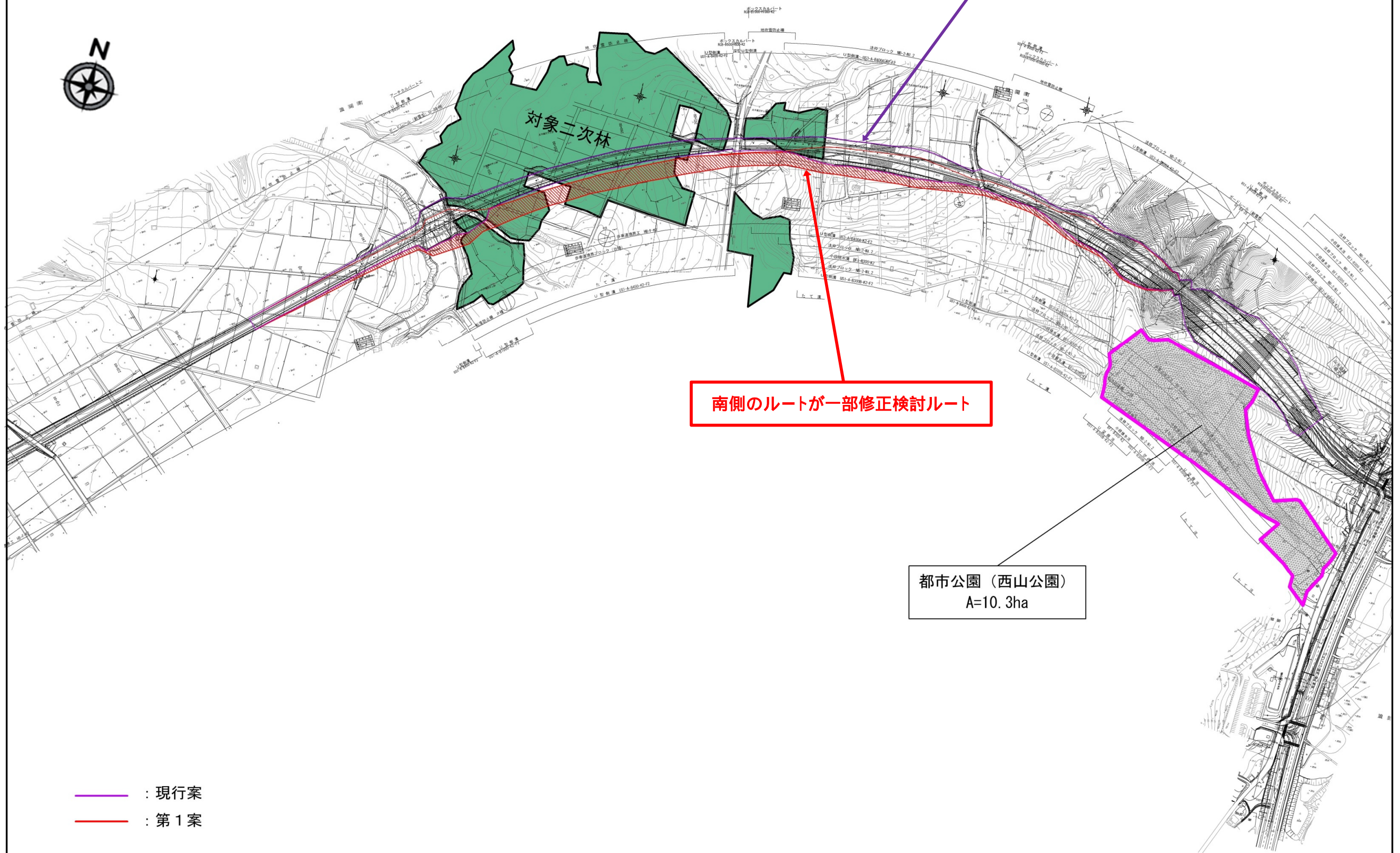


平成 2 5 年度 詳細審議地区に関する補足説明等

整理番号	5	事業名	県道改築事業	委員名	藤田委員
地区名等	常海橋銀線			担当課	道路課
質問事項	6月30日の第2回委員会の際に頂いた回答書にありました『当初計画と一部修正ルート案について…地域懇談会を開催することに…』の『一部修正案』について、具体的な平面図をお示しいただきご説明をお願いします。				
回答	<p>当該事業に対する地元の理解や合意形成に係るこれまでの県の認識ですが、沿線関係市町村（8市町村）全てから構成される「津軽横断道路建設促進期成同盟会」による度重なる要望の実態や毎年開催される県内主要10市による重点要望に挙げられている点、当該事業の用地取得率が約86%（事業費ベース）まで進んでいる点、津軽横断道路全体としては約82%の事業着手率という順調な進捗状況等から、地元の理解と意向に沿った事業であるとの認識の下で早期完成に努めて参りました。</p> <p>「一部修正案」とは、猛禽類（オオタカ、フクロウ等）が生息していることが確認された対象二次林の道路計画による分断率を軽減するために検討を進めていたもので、分断率は約41%から約31%（10%減）へ軽減されるものです。また、専門家からの指導により轢死防止対策（衝突防止フェンス等）の施工も予定しております。ただし、明確で定量的な効果を事前に全て把握・評価することには限界があるため、施工中及び施工後に予定しているフォローアップ調査結果も踏まえながら、最終的な対策工法を決定していきたいと考えております。</p> <p>今回の環境問題は当該事業の構想段階や着手時には表面化していなかった問題であることから、あらためて地元の意向を再確認すべく地域懇談会を開催しました（第1回：平成25年1月、第2回：平成25年7月）。当初計画のまま事業を進めることを望む声や環境問題を心配する声など貴重な意見が寄せられました。また、補足調査として地域住民へのアンケート調査も予定しており、地元の意向や採算性、公益性等を踏まえた上で最終判断したいと考えております。</p>				



北側のルートが現行ルート

南側のルートが一部修正検討ルート

都市公園 (西山公園)
A=10.3ha

- : 現行案
- : 第1案

平成 2 5 年度 詳細審議地区に関する補足説明等

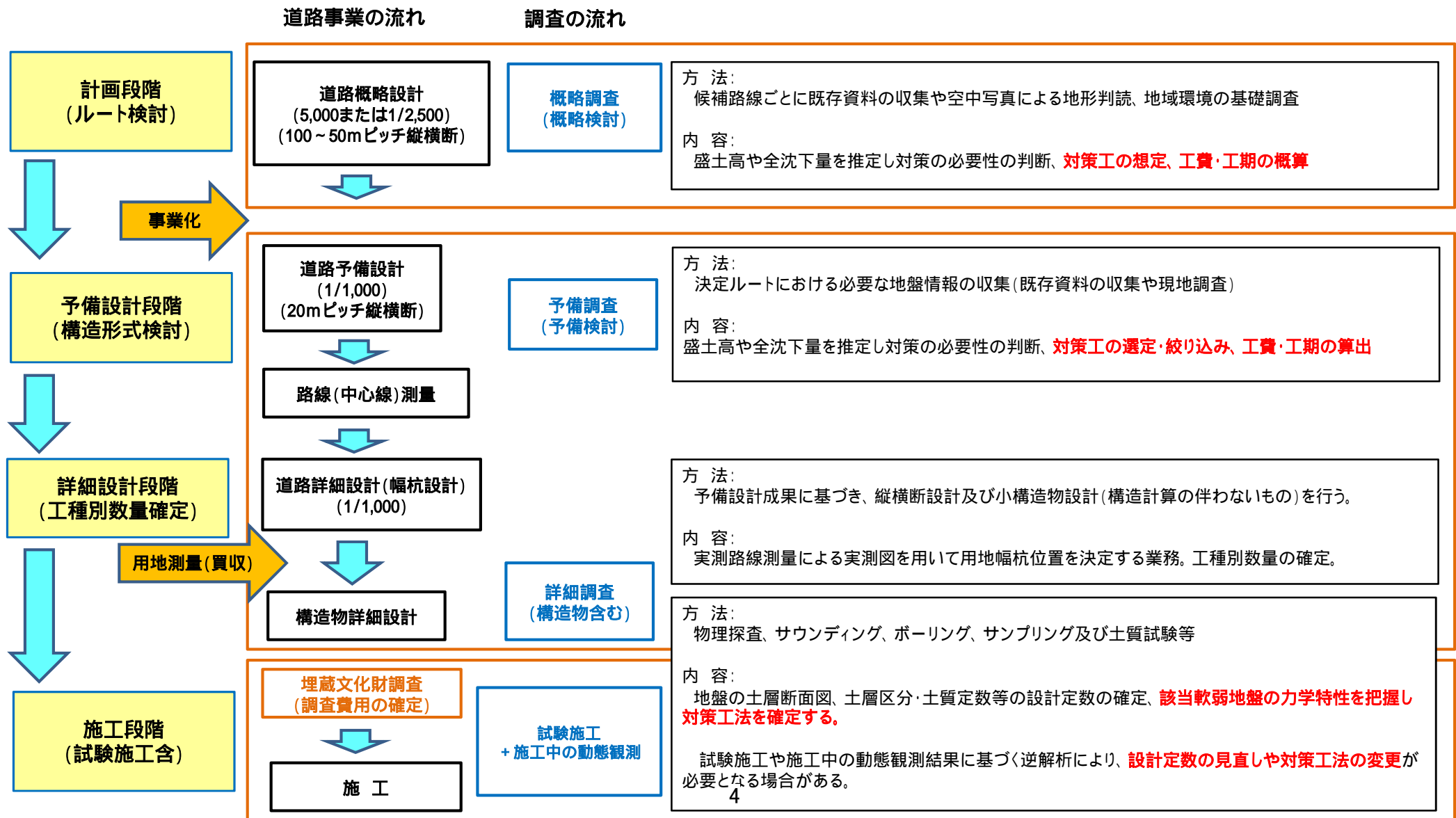
整理番号	7	事業名	県道改築事業	委員名	藤田委員
地区名等	八戸野辺地 駒沢			担当課	道路課
質問事項	<p>6月30日の第2回委員会の際に出された回答書の『ボーリング等の詳細調査は...原則的には用地買収後及び支障物件移設後でなければ実施できないものです。』の内容についてです。この八戸野辺地線については問題視してはいません。</p> <p>今後のあり方としてですが、何とか事前にボーリング調査をし、問題ないことを確認した後に『詳細設計』『用地測量(買収)』に進むという工程の道は将来とも無いのか、今後事前調査のあり方の工夫の余地があるのかどうかについて、再度お聞きいたします。</p>				
回答	<p>道路事業における調査・設計内容につきましては、各調査・設計段階において経済性にも配慮した最も合理的な手法を採用することが望ましいとされております。</p> <p>特に、複数ルート(通常は3ルート程度)での検討を必要とする構想・計画段階(概略設計段階)において、その複数ルート全てに事後調査を必要としないレベルにまで精度を上げた地質調査を適用することは合理的な手法とはされておらず、その予算確保についても極めて困難な状況となります。また、事業着手前(用地買収前)の調査はあくまでも地権者の任意了解が得られることが大前提となりますので、地権者の了解が得られない場合を含めその確実性にも課題が残ります。さらに、計画段階においては事業の内容(ルート位置、着手年次、完成年次、事業化の最終判断等)に不確定要素が多い段階であるため、不確定な情報による地権者への誤解や土地利用への影響など混乱を招く可能性もあることから、計画段階における調査については慎重な対応が必要となっていることも御理解頂ければと思います。</p> <p>また、上述の計画段階において算出された事業費や工期等が当初値として登録されることとなるため、事業化後の詳細調査結果により事業費の増額や工期の延長等が伴う事案が発生することも少なくありませんが、その内容が大きく変わるような場合には当委員会での審議も含めた適切な対応が必要であると認識しております。</p> <p>今後についてですが、近年では事前調査技術の向上(地質を空中から透視する技術等)も図られてきていることから、最新の調査技術動向も踏まえつつ、経済性や合理性等の問題との総合判断もしたうえで事前調査の精度向上に努めていきたいと考えております。</p>				

道路事業における軟弱地盤対策工法の決定フロー図

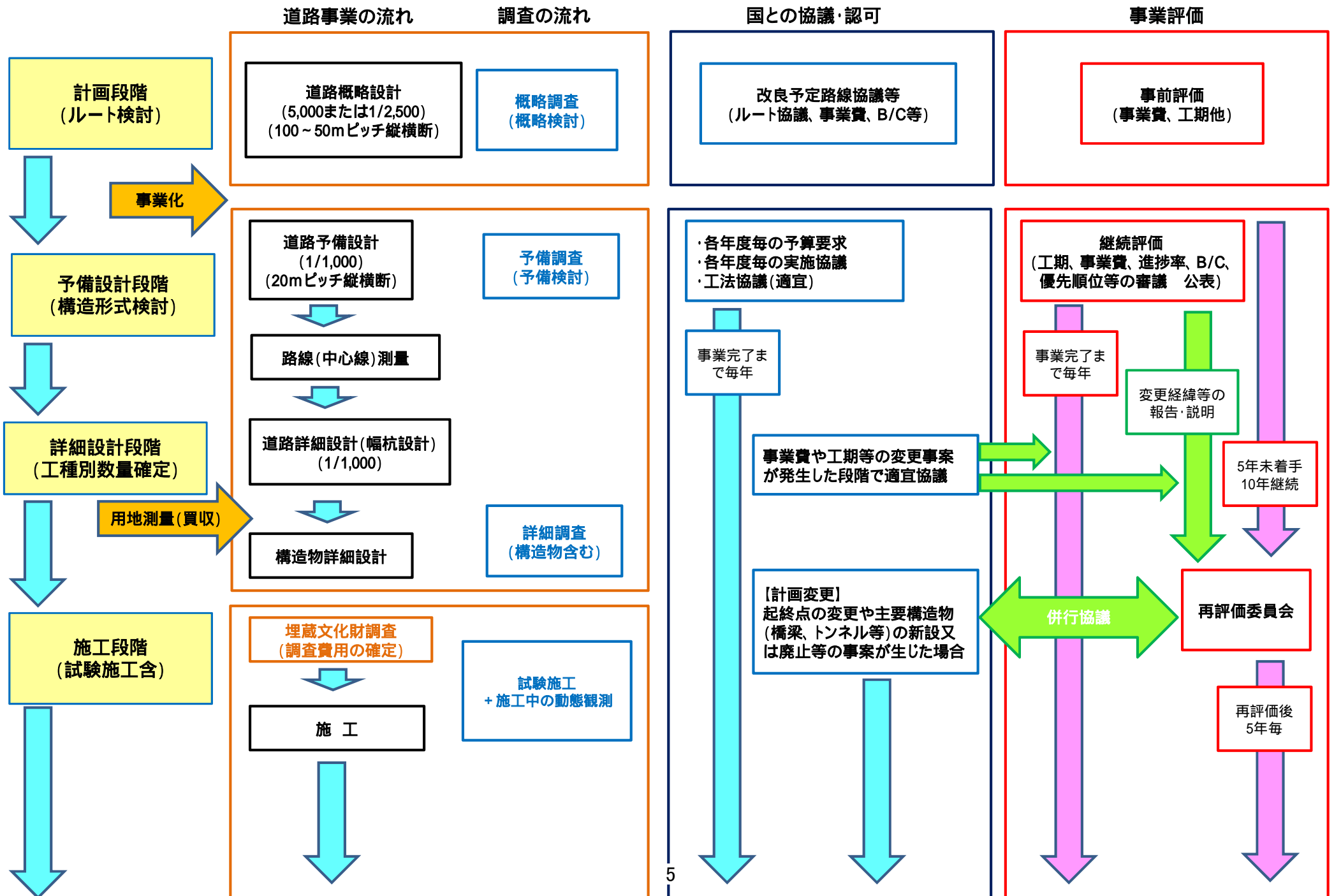
平成25年6月30日 県土整備部道路課

軟弱地盤の評価は相対的なもので、構築される土工構造物の種類や規模等によって地盤に作用する荷重や許容される変位量が異なるため、必要とされる地盤強度や沈下特性も異なったものとなる。 **用地買収後の詳細調査後及び構造物形式確定後に対策経費が確定する。また、施工時に実施する試験施工または動態観測結果によっても見直しが必要となる。**

【軟弱地盤の一般的定義】 粘性土：N値4以下 砂質土：N値10～15以下(液状化検討)



道路事業の進め方(例)



平成 2 5 年度 詳細審議地区に関する補足説明等

整理番号	-	事業名	河川事業全般			委員名	木立委員
地区名等	河川事業全般				担当課	河川砂防課	
質問事項	都道府県別家屋 1 m ² 当たりの評価額を平成 19 年と平成 24 年で比べると、その増加額が青森県の場合、東北の他県と比べても高くなっている点について、その理由を説明してほしい。						
回 答	<p>治水経済マニュアル（案）では、一般資産被害について、水害後、家屋や家財等を再調達する機会が多いことから、実際に人々が支出する被害額に近い再調達価格を基に被害額を算定することを基本としています。</p> <p>従って、家屋の評価額は、該当年に建築した建物を調査する「建築動態統計調査」に基づき算定されます。</p>						
	<p>家屋 1 m² 当たり評価額 (単位：千円)</p>						
	都道府県名	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
	H18年評価額	131.9	130.0	142.7	129.5	138.6	142.0
	H19年評価額	133.1	131.2	144.2	130.6	139.8	143.4
	H23年評価額	172.6	142.4	155.1	145.8	148.4	154.8
	H24年評価額	171.3	141.7	153.8	145.2	147.6	153.7
	H23/H18	1.31	1.10	1.09	1.13	1.07	1.09
	H24/H19	1.29	1.08	1.07	1.11	1.06	1.07
	<p>家屋評価額は、木造建物評価額と非木造建物評価額を、各都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物総延床面積の構成比で加重平均したものとなっています。</p> <p>また、平成 24 年の評価額は、平成 23 年の建築費の全国値（名目）の対前年伸び率を平成 23 年の評価額に乗じて算出していることから、基となる平成 23 年の評価額と比較すると下表のとおりとなります（平成 19 年の評価額も同様に算出）。</p>						
<p>木造建物の 1 m² 当たり評価額 (単位：千円)</p>							
木造	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	
H18評価額	129.3	130.2	144.3	128.2	138.4	145.9	
H23評価額	142.0	139.1	153.3	137.0	145.9	152.9	
H23/H18	1.10	1.07	1.06	1.07	1.05	1.05	

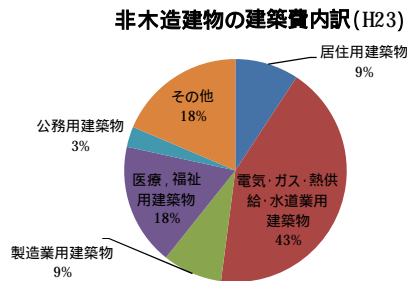
非木造建物の1㎡当たり評価額

(単位：千円)

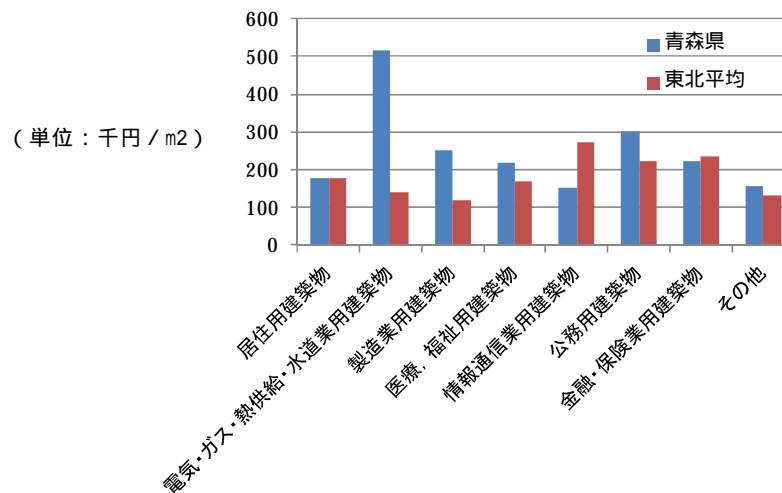
非木造	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
H18評価額	140.6	129.3	140.1	134.3	139.2	135.1
H23評価額	270.0	151.6	157.6	179.5	155.4	158.1
H23/H18	1.92	1.17	1.12	1.34	1.12	1.17

本県の場合、木造建物では他県と大きな乖離はありませんが、非木造建物の伸び率が顕著になっています。

本県の平成23年の非木造建築の建築費の内訳を見ますと、「電気・ガス・熱供給・水道業用建築物(以下、電気業等用建築物)」の割合が43%を占めています。



また、電気業等用建築物の単価は、東北の平均では138.5千円/㎡であるのに対し、本県では、515.2千円/㎡となっています。



このことから、平成23年における電気業等用建築物の建築費が、本県の評価額を押し上げる要因となっているものと考えられます。

平成 2 5 年度 詳細審議地区に関する補足説明等

整理番号	17、19	事業名	広域河川改修事業	委員名	阿波委員
地区名等	七戸川、平川			担当課	河川砂防課
質問事項	<p>費用対効果分析のところの維持費が、17番(七戸川)では減少しているが、19番(平川)では増加している。この変動の要因について教えていただきたい。</p>				
回答	<p>費用対効果分析に掲げる維持費は、「前年度までに投資した事業費総額」の0.5%を年度毎に計上することで算定しています。</p> <p>七戸川については、前回評価時に維持費の算定に用いる額を「前年度までに投資した事業費総額」ではなく、「全体事業費を事業実施期間で割った年平均事業費を前年度までに積み上げた額」としていたため、これを「前年度までに投資した事業費総額」に訂正したことによる減額となっています。</p> <p>平川については、前回及び今回も「前年度までに投資した事業費総額」を基に算定しており、今回は評価基準年の見直しに伴う社会的割引率を用いた現在価値化の影響による増額となっています。</p>				